

適正計量管理事業所の手引き

計量士の管理下にて、特定計量器を使用した適正な計量管理を行っており、市の検査を受け一定の基準に適合していると認められる事業所は、計量法（第 127 条）の規定により、県から適正計量管理事業所の指定を受けることができます。適正計量管理事業所の届出等に関する取扱いは次のとおりです。（提出された書類は返却しません。）

1 指定の申請

(1) 申請書の提出

適正計量管理事業所の指定を受けようとする方は、市産業政策課へ下記の書類を提出してください。

ア 「適正計量管理事業所指定申請書」（新潟県知事宛て、上越市長宛て 各 1 部）

イ 「適正計量管理事業所指定検査申請書」（上越市長宛て 1 部）

ウ 添付書類（各 2 部）

申請者	添付書類	摘要
法人	登記事項証明書《現在事項証明書（全部）》	
個人	住民票の写し	
すべて	計量器の一覧表	計量器の「種類・型式」、「性能」、「取引証明用・取引証明以外用の別」、ならびに「数」を明らかにした一覧表を作成してください。
	基準器又は検査設備の一覧表ならびにその成績書の写し	検査器具の「種類・型式」、「性能」、「数」を明らかにした一覧表を作成してください。
	計量士登録証の写し	
	計量管理規程ならびに組織図	計量管理規程には次の事項を明記してください。 1 計量管理を実施する組織 2 特定計量器の管理ならびに検査の方法 3 検査設備の管理方法 4 量目検査の方法ならびに検査結果の管理方法
	申請事業所の地図	立入検査へ向かう際に使用します。
	(市承認済みの質量標準管理マニュアル)	实用基準分銅を使用する申請者に限り 、担当計量士の質量標準管理マニュアルを添付してください（事前に市の承認を受けてください）。
	(市承認済みの車両等の校正方法)	分銅の代わりに車両等を使用する申請者に限り 、担当計量士の「車両等の校正方法」を添付してください（事前に市の承認を受けてください）。

(2) 申請書の作成について（参考）

申請書内の「5 計量法施行規則第 73 条各号に掲げる計量管理の方法に関する事項」は、次の通りです。

【計量法施行規則】

第七十三条 法第二百二十七条第二項第五号の経済産業省令で定める計量管理の方法に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 計量管理を実施する組織
- 二 使用する特定計量器の検査の実施の方法及び時期
- 三 使用する特定計量器の検査のための設備の保管及び整備の方法
- 四 計量的方法及び量目の検査の実施の方法及び時期
- 五 その他計量管理を実施するため必要な事項

(3) 立入検査ならびに手数料について

申請書の記載事項及び添付書類の内容に基づき、市による立入検査を行います。立入検査の日程や検査の内容については、市から申請者へ事前に通知します。立入検査に関わる手数料は以下のとおりです。

- ・申請手数料 … 2,700 円分の新潟県収入証紙を市産業政策課に提出してください。
(新潟県に送付します)
- ・検査手数料 … 検査終了後に検査手数料 7,700 円の「納入通知書兼領収書」をお渡ししますので、1 か月以内に金融機関に持参し、納入してください。

(4) 適正計量管理事業所の指定

立入検査の結果が適正であると認められると、新潟県から申請者へ「適正計量管理事業所指定書」が送付されます。

2 変更の届出

(1) 変更届の提出

「適正計量管理事業所指定申請書」および添付書類の内容を変更するときは、市産業政策課へ下記の書類を提出してください。

ア 「適正計量管理事業所指定申請書記載事項変更届」（新潟県知事宛て、上越市長宛て 各1部）

イ 添付書類（各2部）（※）代表者名とは、代表取締役等を指します。

申請者	変更する事項	添付書類
法人	法人名称、代表者名(※)および住所	登記事項証明書《履歴事項証明書（全部）》
	事業の譲渡(個人から法人への変更および法人格の変更の場合を含む)	「事業譲渡証明書」
	法人の分割	「事業承継証明書」
個人	個人の氏名および住所	住民票の写し
	個人の事業を相続人1名が相続する場合	「事業相続証明書」、相続人の住民票の写し、亡くなった方の除籍謄本
	個人の事業を相続人2名以上が相続する場合	「事業承継同意証明書」、相続人全員の住民票の写し、亡くなった方の除籍謄本
	個人の事業を譲渡する場合	「事業譲渡証明書」、譲受人の住民票の写し(個人)又は登記事項証明書《現在事項証明書(全部)》(法人)
すべて	事業所の名称、住所	添付書類なし
	計量士	計量士登録証の写し
	使用する特定計量器の種類・形式・性能及び数量	特定計量器の「種類・型式」、「性能」、「取引証明用・取引証明以外用の別」、ならびに「数」を明らかにした一覧表(変更の履歴を記載しておくといい。)
	計量管理規定の内容	変更後の計量管理規定

(2) 申請書の作成について

【注意事項】

- ・事業所の長が変更になる場合、届出の必要はありません。
- ・代表者の代わりに事業所の長などを申請者として変更届を提出する場合は、届出の権限を委任する旨を明記した委任状を添付してください。
- ・質量標準管理マニュアルの内容を変更する場合は、質量標準管理マニュアル変更届を市産業政策課へ提出してください。
- ・車両等の校正方法の内容を変更する場合は、車両等の校正方法変更届を市産業政策課へ提出してください。

【参考】

「適正計量管理事業所指定申請書記載事項変更届」備考2の「法第133条において準用する第61条の規定」は、次の通りです。

【計量法】

第百三十三条 第九十二条第一項の規定は第百二十七条第一項の指定に、第六十一条、第六十二条、第六十五条及び第六十六条の規定は第百二十七条第一項の指定を受けた者に準用する。この場合において、第九十二条第一項第一号及び第二号中「二年」とあるのは「一年」と、同号中「第九十九条」とあるのは「第百三十二条」と、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第百三十三条において準用する第九十二条第一項」と、第六十二条第一項中「第五十九条各号」とあるのは「第百二十七条第二項各号」と読み替えるものとする。

第六十一条 第十七条第一項の指定を受けた製造者(以下「指定製造者」という。)が当該指定に係る事業の全部を譲渡し、又は指定製造者について相続、合併若しくは分割(当該指定に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その指定製造者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が前条第一項に該当するときは、この限りでない。

3 廃止の届出

適正計量管理事業所を廃止する場合は、市産業政策課へ「事業廃止届」を提出してください。(新潟県知事宛て、上越市長宛て 各1部)

《お問い合わせ先》

〒943-8601 新潟県上越市木田1-1-3

上越市 産業観光交流部 産業政策課 産業振興係

Tel 025-520-5729

Fax 025-520-5852

E-mail keiryu@city.joetsu.lg.jp